

I 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の概要

1 背景

子どもの権利について、平成元年11月に国連総会で「児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）」が採択され、日本は、平成6年4月に条約を批准しました。

また、令和5年4月に、日本国憲法及び条約の精神に則り、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されました。

三鷹市では、平成20年に「三鷹子ども憲章」を制定し、三鷹の子どもたちが健やかに成長できるよう取組を進めてきました。更に、人権を尊重するまちづくりの上位規範として「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定し、令和6年4月に施行しました。

こうした背景を踏まえ、子どもの権利を擁護し、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現するため、本条例の制定に向けて取り組むこととしました。

2 検討経過

条例の検討に当たっては、令和6年11月に学識者による（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、条例素案（案）について検討協議を進めてきました。

また、条例制定に向けて当事者である子どもの意見を聴取するため、令和6年12月に子どもの権利について考えるワークショップを実施するとともに、令和7年6～7月にアンケートを実施し、聴取した子どもの意見や思いを踏まえて検討協議を行ってきました。

令和8年4月に検討委員会から提出された報告書の内容を踏まえ、本条例（案）の骨子を作成しました。

3 条例の基本的な考え方

子どもの権利を保障し、子どもの権利を守るまちづくりを推進するため、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、権利を擁護する仕組みを規定します。

4 スケジュール（予定）

令和8年9月	議案提出
令和8年10月	条例施行

Ⅱ 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の骨子

1 条例の目的

この条例は、条約に基づき、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、権利を擁護する仕組みをつくることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

2 定義

(1) 子ども

おおむね18歳未満の者。18歳以上であっても、継続的に支援が必要な者又は心身の発達の過程にある者を含みます。

(2) 保護者

子どもを養育する親（里親等を含む。）及び親に代わり子どもを養育する者

(3) 市民

市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人

(4) 子どもにかかわる施設

市内の児童福祉施設及び学校のほか、子どもが遊び、学び、又は利用する施設

(5) 事業者等

市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む個人又は団体

(6) 市

基礎自治体としての三鷹市

3 子どもの権利

子どもの心身の状況や取り巻く環境にかかわらず幸せに暮らすことができるために、次に掲げる子どもの権利が保障されます。

(1) 安心して生きる権利

命が守られ、差別されず、暴力により心身を傷つけられることなく、安全で安心できる環境のもと、健やかに生活することができます。

(2) 自分らしく生きる権利

個性が認められ、個人の人格が尊重されるとともに、自分の思いや考えが大切にされ、プライバシーが守られます。

(3) 豊かに育つ権利

遊び、学び、休息をとることができ、安心できる居場所で自由な時間を過ごせます。文化、芸術、スポーツ、自然等に親しみ、その他、成長や発達に応じた体験を行うことができます。

(4) 意見や思いを伝える権利

自分の意見や思いを表現する機会が確保され、自由に表すことができます。そのことにより不利益を受けることはありません。

(5) 支援を受ける権利

困っているときやつらい気持ちになったときに、相談することができ、成長や発達に応じて、助言や援助を受けることができます。

(6) 社会に参加する権利

成長に応じて、自ら考え、意思決定を行うことができ、そのために必要な情報を得ることができます。

4 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等が担う役割を定めます。

(1) 市の役割

子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりを推進するため、子どもに関する施策を子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施します。

(2) 保護者の役割

子どもの意見や思い、人格を尊重し、子どもが安心して心身ともに健やかに育つことができる環境を確保します。

(3) 市民の役割

子どもが権利の主体であり、社会の大切な一員であることを理解し、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、市が行う子どもに関する施策に協力します。

(4) 子どもにかかわる施設の役割

子どもの権利を保障しながら、子どもの遊び、学び、育ちを支援するとともに、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進します。

(5) 事業者等の役割

保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進します。

5 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利を守るまちづくりの取組を定めます。

(1) 子どもの権利の普及・啓発

市は、市民や子どもにかかわる施設、事業者等が子どもの権利について学び、理解を深めるため、普及・啓発を行うとともに、毎年 11 月を三鷹子ども月間として定めます。

(2) 子どもの成長や状況に応じた取組

市は、全ての子どもの生命や身体が守られ、成長や発達に応じた適切な養育のもとで健やかな生活を送ることができるよう取り組みます。

(3) 教育を受ける機会の確保

市は、全ての子どもに教育を受ける機会が等しく与えられるよう取り組みます。

(4) 個人の尊重及び差別の禁止

市は、子ども一人ひとりが権利の主体であり、尊重されるべき個人として認められ、差別的な取扱いを受けることなく、その基本的人権が保障されるよう取り組みます。

(5) 安心できる居場所づくり

市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等は、家庭や子どもにかかわる施設、その他の活動の場が、子どもが安心して過ごすことができる居場所となるよう協力して環境の整備に努め、情報を広く発信します。

(6) 子どもの意見や思いの表明の機会の確保

市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもが自分の意見や思いを自由に表明できる仕組みをつくり、子どもの意見や思いの表明を促進し、子どもに関係する事項を決定するときは、子どもの意見や思いを聴く機会を設け、その意見や思いを尊重し、可能な限り反映させるよう努めます。

(7) 子どもの社会参加及び参画の推進

市は、子どもが社会の大切な一員として、主体的にまちづくりや地域コミュニティの活動に参加及び参画できる仕組みをつくり、市民、子どもにかかわる施設は、子どもの主体的な社会参加及び参画に協力するよう努めます。

市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもの主体的な社会参加及び参画に当たり、必要な情報が得られるよう、子どもに向けたわかりやすい情報発信や説明に努めます。

(8) 子どもの話を聴く仕組みづくり

市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等は、子どもが過ごす場所において子どもが話しやすい仕組みをつくり、子どもの話に耳を傾け、受け止めるよう努めます。

また、市は、子どもの困りごとや不安、悩み等について話を聴く場所として、子どもを対象とした相談窓口を設置し、内容に応じて必要な支援へとつながるよう、関係機関等と連携して相談体制を整備します。

6 子どもの権利擁護

市長は、子どもの権利を守り、子どもの権利の侵害について救済するため、市長の附属機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設

置します。

(1) 擁護委員の職務

子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言・支援又は調査を行います。

また、子どもの権利侵害から救済するための関係者間の調整や要請を行うとともに、権利侵害を防ぐために、意見を述べます。

その他、子どもの権利擁護について、必要な調査を行い、関係者間の連携を図るとともに、普及・啓発に協力します。

(2) 擁護委員の責務

擁護委員は、子どもの権利を擁護するため、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、政党や政治的目的のために地位を利用してはならず、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。

(3) 報告及び公表

擁護委員は、年度毎にその活動内容を市長に報告し、市長は、その報告内容を公表します。

また、擁護委員は、子どもの権利侵害から救済する必要があると認める場合は、市長に報告し、市長は、必要な措置を講ずることができます。

更に、擁護委員が子どもの権利侵害からの救済のための要請を行った場合は、必要に応じてその要請内容を公表することができます。

7 条例の推進

(1) 推進計画

市は、子どもの権利を守る施策を総合的に推進するため、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく子ども施策についての計画を推進計画として位置付け、評価及び検証を行います。

(2) 推進体制

市の部局及び関係団体等は、横断的に連携して子どもに関する施策を実施し、市は、国、東京都、他の地方公共団体及び児童相談所や警察等の関係機関と連携して子どもに関する施策を実施します。